



8月8日(水)、市内の小学4年生から6年生を対象に施設見学会を開催しました。ごみ処理施設ではごみ処理の方法を見学し、その後訪問した会社では、工場の見学のほか、それぞれの会社におけるエコに対する取り組みなどの説明を受けました。

「リサイクルを考えよう！身近なところのリサイクルバスツアーを開催しました」



「ご注意ください！不法投棄が多発しています」

最近、ごみの不法投棄が多発しています。不法投棄されたごみは、通りかかった業者に頼んだものであったり、知り合いの知り合いに頼んだものであったりと様々です。ごみを業者等に依頼したあと不法投棄され、その業者等が分からない場合には、ごみの処理は排出者の責任となり、処理を依頼主が行うこととなります。また、ごみの収集・運搬を行う者は市の許可を受けていなければなりません。不適正な処理を行わないためにも、処分を依頼する場合はその業者等の許可証を確認したり、名称や所在、連絡先等が分かる名刺や領収書などをもらい保管しておきましょう。

「野焼きは法律で禁止されています！」

住宅の庭先を含む野外でのごみの焼却行為(野焼き)は違法行為です。一部の例

外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反した場合、5年以下の懲役若しくは1000万円(法人は3億円)以下の罰金又はこれらの併科に処せられます。また、例外とされた場合でも周辺環境への悪影響が認められるときには、直接指導に伺い、行為を中止していただくこともあります。

**Q** テレビはごみとして出せないと言われました。処分はどうしたらよいでしょうか？  
**A** テレビ・洗濯機(衣類乾燥機を含む)・エアコン・冷蔵庫(冷凍庫を含む)は家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられており、料金を払って引き取り依頼をすることになります。処分の依頼は、お近くの家電小売店へご相談ください。

※例外となる場合

- ・ 廃棄物処理法の基準に適合した焼却炉で焼却する場合
- ・ どんど焼きなど社会の慣習上やむを得ないもの
- ・ 農業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
- ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であった軽微なもの

**Q** 古いパソコンの処分はどうしたらよいでしょうか？

**A** パソコンは資源有効利用促進法にもとづき、それぞれのメーカーで回収することになります。回収されるものは、デスクトップパソコン・ノートパソコン・ディスプレイです。回収申し込みは、パソコンメーカーへ直接申し込みください。また、自作パソコン等、回収するメーカーがないものは「パソコン3R推進協会」が受付窓口となります。 ※パソコン3R推進協会

<http://www.pc3r.jp/>